

## 平成 16 年度第 7 回青森県男女共同参画審議会議事録（案）

日時：平成 16 年 11 月 8 日（月）13：30～15：30

場所：ラ・プラス青い森 2 階 カメリア

**司会（齋藤グループリーダー）**：青少年・男女共同参画課の齋藤と言います。よろしくお願ひします。審議に入るまでの進行を務めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

初めに、長年に渡って当審議会にご尽力いただきました、扇田委員が辞職いたしました。その後任といたしまして、今年 10 月から佐藤正勝さんが委員として就任しております。本日は都合により欠席しておりますが、ご報告いたします。

次は、本日の審議会におけるご発言は県の行政改革大綱に基づき、後日インターネットにより公開することとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、資料を確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。まず、会議次第、席図、出席者名簿、裏面は事務局の名簿になっております。それから、資料 1 として「各種審議会等委員への女性の登用状況」、資料 2-1 として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の概要、2-2 として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（改正後）」、それから、資料 3-1 として「男女共同参画に関する施策等に係る苦情処理体制他県調査資料、島根県」のもの、3-2 として「同じく新潟県」のものであります。それから、資料 4-1 として「男女共同参画施策についての苦情の処理を行う体制」内閣府からの資料です。そして、4-2 として「県が実施する男女共同参画に関する施策に対する各府県の苦情処理体制について」、4-3 として「男女共同参画に関する施策の苦情等の処理に係るスケジュール」、資料 5-1 として「指定管理者制度の概要」、5-2 として「青森県男女共同参画センターの事業概要」、5-3 として「指定管理者制度移行に向けた基本スケジュール」となっております。番号がないんですけれども「男女共同参画社会の実現を目指して」という冊子、それから、「男女共同参画推進本部ニュース」、そして、「『暴力は、許さない』女性に対する暴力をなくす運動のチラシ」、「女性に対する暴力に関するシンポジウムのチラシ」、それから、「女性を取り巻く暴力についての現状と取り組みのチラシ」、最後に、「青森県男女共同参画審議会意見・質問」となっております。もし、ないようであれば、事務局の方に申し出てもらえればと思ひます。

### 1. 開会

**司会（齋藤グループリーダー）**：それでは、ただ今から青森県男女共同参画審議会を開催いたします。開会にあたりまして、高坂環境生活部長から挨拶を申し上げます。

### 2. 部長挨拶

**高坂部長**：環境生活部長の高坂でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県政の推進に、格別のご理解とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおりかとは思いますが、県では第2弾の行財政の改革を断行せざるを得ない状況となっております。厳しい県財政の元で、効果的な県の政策を展開していかなければならないという状況下でございます。

男女共同参画に関する施策につきましては、平成14年6月に改訂いたしました、「あおり男女共同参画プラン21」に基づきまして、引き続き「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」や、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」などに取り組んで参る所存でございます。

この審議会は、条例に基づく基本計画を初めといたしまして、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するために設置されているものでございます。

今回は「青森県附属機関に関する条例」に基づきまして、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制の基本的な考え方について、諮問することといたしております。どうか青森県にふさわしい体制についてご審議いただきますよう、お願いしたいと思います。

また、平成15年9月施行の地方自治法の改正に伴いまして、青森県男女共同参画センターにつきましては、民間事業者等のノウハウを活用し、効果的かつ効率的な管理制度を図るために、平成18年4月を目途に指定管理者制度の導入をすることといたしまして、検討を進めているところでもございます。

いずれにいたしましても、男女共同参画社会の実現につきましては、青森県としても皆様と一緒に、今後とも努力を重ねて参りたいと考えてございます。今日は委員の皆様からの忌憚のないご意見・ご提言をいただきますよう、お願い申し上げます、ご挨拶いたします。

**司会（齋藤グループリーダー）：**今回は、本年度最初の審議会ですので、県の事務局を改めて紹介させていただきます。最初は、ただ今挨拶をいたしました高坂環境生活部長です。次は、佐藤青少年・男女共同参画課長です。山田男女共同参画センター所長です。そして、私は青少年・男女共同参画課男女共同参画グループの齋藤といたします。その他、事務局として、青少年・男女共同参画課および男女共同参画センターの職員が出席しておりますので、よろしく申し上げます。

ここで、審議会の成立について、確認したいと思います。本日は、井上委員、岩谷委員、武田委員、土岐委員、福士孝衛委員、佐藤正勝委員の6名の方が欠席しております。また、木村委員は所用があるという連絡が入りまして、2時半頃においでになるということでございました。審議会委員の半分以上の出席がありますので、審議会は成立しております。

それでは、審議に入りたいと思います。これ以降の議事の進行については、審議会会長の、佐藤会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 3. 会長あいさつ

**佐藤会長：**皆様こんにちは。ご無沙汰しております。すいません、座ってお話しさせていただいてよろしいでしょうか。委員の皆様には、お忙しい中、貴重な時間をお割きくださりまして、この審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。また、皆様には

日頃から、それぞれのお立場で青森県の男女共同参画を進めるために、ご尽力いただいていると思います。そのことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

先程、高坂部長さんからもご挨拶がございましたように、この間、青森県では新青森県基本計画ですとか、それから青森県行政改革大綱の改定など、これまでの社会情勢の変化、それから、ますます厳しくなっているそういう状況を踏まえて、新しい青森県の体制づくりに向けて、着実にいろいろな施策を展開されています。私は、この間それらの施策等を拝見させていただきまして、厳しい状況の中で新しい青森を造っていくんだという、非常に強い意欲と決意とございますか、それを感じて大変頼もしく思っております。

ただ、少し苦言を申し上げさせていただくとしまして、私どものように男女共同参画に取り組んできた者から見ますと、先程の基本計画におきましても、男女共同参画の影といえますが、非常に弱い、薄いのではないかと感じています。5つの社会像ということで、上げられていますが、その社会像の中に男女共同参画社会は入っておりませんし、社会の仕組みづくりのところに、県民の共同参画と同じような位置付けで、男女共同参画というものが入っています。しかも、それに関する項目はページ数からいいますと、若干数ということで入っています。

先程のお話しの中では、これからも男女共同参画プラン、あるいは条例もありますし、プランに基づいて着実に施策を進めていただけるということですが、やはり、先程申しましたように、これからの青森を造っていくという、非常に意欲と決意に満ちた計画の中に、きちんと盛り込まれていないことについては、少々残念に思っております。

それはともかくとしまして、そのような情勢にありながら、私は審議会の会長であると同時に、長年男女共同参画づくりに取り組んできた立場から、これからはおそらく行政任せだけではだめなのだろうと思います。今日、これから審議されることにつきましても、行政の中に体制を作るだけではなくて、県民として男女共同参画を進めていく上で、どのように積極的に、あるいは主体的に関わるかという、そのことに関わるのだろうと思っております。

そのような認識に立ちますと、この審議会がこれから果たすべき役割も、非常に大きなものになるだろうと予想すると同時に、その会長の任を担う者として、新しい決意で臨みたいと考えております。

今日、先程部長さんからもご案内がありましたし、既にご案内しております審議事項の中に、非常に重要な事項がございます。ちょっと大げさに言えば、これからの青森県の男女共同参画の推進の行方を左右するといっても過言ではない、重要な事柄です。審議会としてしっかりした議論を行った上で、明確な意志決定をしたいと考えています。そのための土台作りとして、今日は時間の許す限り、活発に議論を展開したいと思っております。

私も、一応2年目になりましたが、まだまだ不行き届きだとは思いますが、3時半まで、今申しましたように、委員の皆様方の活発なご議論ができ、それが審議会としての意志決定につながるように、配慮しつつ進行を務めて参りたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

挨拶が長くなってしまいましたが、早速案件の審議に入りたいと思っております。

#### 4. 議題

佐藤会長：まず、少し審議の進め方について、ご案内させていただきます。今日大きな議題としては4つ掲げてございます。その中のまず第1点の「各種審議会等委員の女性の登用状況について」、それから、略称ですが「配偶者暴力防止法の改正について」、この2点につきましては、事務局の方からご説明いただきまして、その後に質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

それが終了しました後、3点目の「男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制について」は、個別に審議を行いたいと思います。その後、「青森県男女共同参画センターの指定管理者制度導入について」、これも事務局から説明を受けた後、意見交換を行いたいと思っております。

その他、委員の方から案件がありましたら、時間の許す限りで協議したいと思っております。一応、以上のような進行で行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今申しました議題の(1)、(2)について、事務局からご報告及び説明をお願いいたします。

##### (1) 各種審議会等委員の女性の登用状況について

##### (2) 配偶者暴力防止法の改正について

事務局(佐藤課長)：それでは、私から議題の(1)と(2)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、各種審議会等における女性の登用のことでございます。資料1をご覧ください。資料1を閲覧いただければと思っておりますけれども、こちらの資料には、これまでの登用の状況を年次を追って提示してございます。今年、平成16年4月1日現在の状況でございますけれども、本県におきましては、機関数が76、それから県の審議会委員が1,162人おりまして、その中で女性は417人ということで、率といたしますと、35.9%となっております。昨年の36.3%と比べますと、0.4ポイント低下してございます。この主な理由でございますが、今年の4月1日の定例の人事異動に伴いまして、充て職となっております環境生活部長でございますが、女性から男性に変わったことで0.3ポイント低下したことが、主な理由でございます。

この登用率につきましては、全国的に見ますと、内閣府男女共同参画局が行った全国調査によりますと、鳥取県が1番高く42.9%、島根県が続きます36.8%、それに続きまして青森県が全国第3位という状況で、高い水準を維持していると思っております。

この裏の方には、各部局ごとの登用の状況、具体の状況が書いてございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

続きまして、資料2-1と資料2-2に基づきまして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の概要を、ご説明申し上げたいと思っております。この法律はご承知のとおり、平成13年に議員立法で制定されております。この法律の施行によりまして、保護命令や配偶者暴力相談支援センターが制度化され、家庭内の問題となっております、配偶者間の暴力に対する被害者保護対策が取られるようになってございます。

本県の状況でございますけれども、このDVの相談件数を見ますと、平成14年度が436

件でありましたものが、平成 15 年度は 917 件と 2 倍以上になっております。また、今年度も 4 月から 9 月までの半年間で 750 件と、昨年度より今年度が、早いペースで相談の件数が増えている状況でございます。

今回の法改正でございますけれども、平成 15 年 2 月に、参議院に「共生社会に関する調査会」が設置されまして、「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』見直しに関するプロジェクトチーム」で、まず検討が開始されました。また、同時期に内閣府の男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」でも検討が進みまして、こちらは平成 15 年 6 月に検討結果を報告書にまとめてございます。これらをまとめ、平成 16 年 3 月 25 日に国会に改正案が提出されまして、3 月 26 日に参議院本会議で、続く 5 月 27 日に衆議院本会議で全会一致で成立いたしましたして、6 月 2 日に公布され、施行は本年 12 月 2 日ということでございます。

改正後の全文につきましては、資料 2-2 に載っております。主な改正点につきまして、資料 2-1 でご説明申し上げたいと思います。

まず、1 の「配偶者からの暴力」の定義の拡大ということでございますけれども、第 1 条の定義のところでございます。改正前は、配偶者または事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの身体的暴力に限られておりましたが、法改正によりまして、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力に含めるとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力や言動も、配偶者からの暴力に含められたということでございます。この元配偶者には、事実上婚姻関係にあった者が、事実上離婚と同様の状態に入ることも含んでいるところでございます。

次に、保護命令制度の拡充でございますけれども、条文といたしましては、第 10 条のところでございますが、元配偶者からの身体的暴力が、保護命令の対象に含められました。また、例えば「戻ってこないと、子どもに危害を加える」などと、被害者をおどし、被害者が配偶者と面会することを余儀なくされるようなことを防ぐため、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者が同居している未成年の子への、接近禁止命令を発することができるようになりました。また、さらにこれまで 2 週間だった退去命令が 2 ヶ月に延長され、必要に応じまして、再度の申し立ても可能となったところでございます。

次に、各市町村の判断で、市町村が設置する適切な施設で、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務実施も可能になったところでございます。

次のページにいきまして、被害者の自立支援の明確化ということで、第 2 条の関係でございますけれども、国においては、国における基本指針の策定が、都道府県においては、県における基本計画の策定が義務付けられたところでございます。国におきましては、12 月の法施行までに、基本指針を示すということございまして、都道府県では、それを指針とした基本計画を定めなければならないとされているところでございます。

本県の状況でございますが、国のこの基本指針が示された後に、具体的な検討を行いたいと考えております。実際の作業といたしましては、来年度の作業になるのではないかと考えておりますけれども、計画の策定にあたりましては、被害者の保護対策を所管します健康福祉部、また教育庁、警察、司法関係機関、被害者支援の現場に携わります DV センター職員、民間グループも含めまして、幅広くご意見を伺いながら、検討して参りたいと考えて

おります。

また、配偶者暴力相談支援センターによる、被害者の自立支援を進めるということで、条文の中に仕事、住宅、援護等に関する制度等の助言や、関係機関との連絡調整を DV センターの業務として明確にしました。また、民間団体との連携とか、福祉事務所による自立支援等が明記されたところです。

さらに、警察本部長の援助、関係機関職員に対する被害者からの苦情への適切かつ迅速な処理、また、外国人や障害者等の人権を尊重した対応の実施等が盛り込まれております。

言うまでもございませんけれども、配偶者からの暴力の防止は、男女共同参画の推進において極めて重要な課題だと思っております。今後とも、よりよい方向に向かって取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

現在、この法改正につきましては、県民の皆様には周知を図るということで、県では毎戸配布の「県民だより」を配布しておりますけれども、こちらの「あおもり 10 月号」に記事を掲載いたしました。また、リーフレットとカードを作成いたしまして、従来のものを改正したものですけれども、近日中に関係機関・団体・一般県民の方々へ配布することにしております。さらに、県内全市町村においても、改正法の周知を図っていただくよう、文書でお願ひいたしております。

また、県内 6 地区で DV 普及啓発講座や、男女共同参画センター主催のオープンカレッジでの講演、また、県内民放ラジオ局 2 局でのスポット CM 放送などで啓発を行っているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終了させていただきます。

**佐藤会長：**はい。では 2 点について、県からご説明をいただきました。まず、第 1 点の「女性の登用率について」、それから「配偶者暴力防止法の改正について」ということですが、ご質問、あるいは、ご意見がおありになる方、どうぞ。

今、課長さんから説明がありましたように、この DV 防止法は強力にといいますか、強化されています。今までは、DV 被害者を、まずは安全に保護するというところに重点が置かれていたのですが、今後は保護しただけではなくて、自立した生活に向けての支援というものを、県・自治体に責務を課しています。その重要な根拠になるのが、基本計画作りだと思っておりますが、今ご説明がありましたように、国の基本方針を踏まえて、青森県では策定されるということです。

私も、自分の専門で少し関わっているのですが、今お話がありましたように、男女共同参画課が関わるのはもちろんですが、実際の現場といいますか、被害者の支援にあたっている、青森県でいいますと女性相談所、それからあと配偶者暴力相談支援センターを管轄している、こどもみらい課が大変重要な役割を担ってくると思っておりますので、是非、連携の元に基本計画を作っていただきたいなと思っております。何か、はいどうぞ、蒔苗委員。

**蒔苗委員：**すみません。審議会委員の登用率の件ですけれども、先程、充て職になっている環境生活部長が代わったことが主な理由で、0.3 ポイントという話があったんですが、資料 1 の裏面を見ますと、部局ごとの合計が出ておりまして、これで見ますと環境生活部

の計では1ポイントは下がっておりますが、それよりは総務部の計の方が大きな下がり具合をみせているように思うんですけれども。それも部長が代わったということでしょうか。他の原因はないのでしょうか。

**佐藤会長**：今のご質問について、ご回答いただけますか。資料1の2ページ目ですね。

**事務局(高坂部長)**：まず、前年度と比較する場合において、調査日が異なっております。前年度は15年3月31日でございますので14年度末、16年度は16年4月1日という具合に、1日違いの調査時点の違いがございますけれども。それはさておきまして、私、環境生活部長が4つ兼ねてございまして、この4つの部分が私になりましたことによりまして、0.4%近く落ちたというのが実状でございます。私自体非常になんと申しますか、複雑な気持ちでございます。

それはさておきまして、裏面の方をご覧いただければ、お分かりになるかと思っておりますけれども、登用率で申しますと、41%台というのは、私どもとそれから企画政策部、企画政策部の方が私どもより上回っておりますけれども、私どもの方ももう少しがんばりたいということで、私ども所管の部分につきまして、少しでも維持ないし向上できるように叱咤激励しているところでございます。総務部のお話が出てきました。総務部におきましては、例えば、防災会議、防災の計画などを司る委員会などございます。これは、各関係機関の長を、防災、災害がらみですから、非常に多岐に渡りますが、この多岐に渡る関係機関の、県ばかりではなくて、指定公共機関、指定公共機関ですから、放送でありますとか、運輸でありますとか、その他公益的な機関、それから、指定地方公共機関、さらには、指定地方行政機関、いわゆる、県内ないしは東北に管区の機関を置いているところの、長とかという形で、非常に多数の関係者を網羅した会議がございます。そういうものが、不幸にして女性が長でないところが多い関係もございまして、総務部では、この13.8%という状況になっているところでございます。以上です。

**佐藤会長**：今のご回答でよろしいですか。

**蒔苗委員**：隣の3ページを見ましたら、分かりました。はい。そこの防災会議で1名女性になったということが大きいんですね、この場合。他のところは変わっていないようなので。すみません、よく分かりました。はい。

**佐藤会長**：では、一條委員どうぞ。

**一條委員**：「配偶者からの暴力の防止及び～」という法律に関して、県の基本的な取組が、これから作られていくということなので、私から希望といいますか、意見として申し上げさせていただきたいのですが、この法律第24条の中に、「教育及び啓発」という分野があります。その中で、もちろん「こういう法律ができたんですよ」という、いかに配偶者からの暴力がいけないかということを広く国民に、県民に知らしめるということも、抑止の

一環にはなると思うのですが、往々にして被害を受けた方が、やっぱり自分を責める傾向にあったりということから、その被害者をいかに回復させていくかというプログラムを作っていたきたいということと、加害者が、言葉は適切でないのかもしれませんが、更生していくためのプログラムも、是非県で取り組んでいていただきたいという2つを是非お願いしたいと思います。以上です。

**佐藤会長**：今、一條委員からは要望ということで出されましたが。そのことについて、課長さん何かありますか。

**事務局（佐藤課長）**：ただ今のご意見を尊重して、できるだけ可能なようにしていきたいと思います。

**佐藤会長**：では、他に、慶長委員どうぞ。

**慶長委員**：私も、この改正にあたっての要望ですけれども。ここは「男女共同参画審議会」ですけれども、ここの課だけでは対応しきれない福祉の問題とか、教育、子どものこととか、いろんな課が関わってくると思いますので、是非、連携して具体的な施策には、いろいろな課が一緒になって進めていくようにお願いしたいと思います。

**事務局（佐藤課長）**：先程の被害者支援プログラム等もそうですけれども、当課で所管するというよりは、やはり実際相談にのったり、指導しているところが所管することになるのではないかと思います。健康福祉部の方になりますので、そちらの方ともよく連携を取りながら、本県にとって適切な計画が立てられればと思っております。

**佐藤会長**：今、ご意見が出ましたことにつきまして、県庁内には「青森県男女共同参画推進本部」が設けられていると思います。その中で、是非今申しましたように、他部・他課との連携体制を作るように、是非、積極的に取り組んでいただければありがたいと思います。では、どうぞ福士委員。

**福士委員**：女性の登用状況についてのご説明のところ、女性委員の登用比率というのが、全国3位であるというご説明がありましたけれども、全国3位というのは、極めて高位にあると理解するのですが、何が功を奏して、この全国3位という高い比率を示しているか、ご覧になっているのでしょうか。

**佐藤会長**：今のご質問に対して、どうぞ。

**事務局（佐藤課長）**：これまでの登用状況を見ますと、やはりトップの方の意識が非常に大きな影響を与えたのではないかと思います。ここ数年、急激に上昇しておりました。これからも審議会等に対する女性の登用につきましては、重要な課題だということで、実は、

この4月の登用率が下がりましたものですから、知事、副知事など三役、関係部局の長が集まる庁議で取り上げまして、この登用率を確保するようにと、再度徹底をいたしました。また私どもも、個別に各担当課にお願いに参ったりしている状況でございます。

ただ、現実的には現在、先程もお話がありました県の行財政改革がございまして、審議会の委員の総数の削減も行われております。その中で女性委員の率をさらに推進するという事は、なかなか厳しい状況がございまして、例えば、健康福祉部ですと、必ず医師の資格がないとだめとか、そういう具体のこともありまして、なかなか厳しい状況ではあります。担当課といたしましては、各部局、各課にお願いをして、さらに推進していきたいと思っております。

**佐藤会長**：よろしいでしょうか。では、中崎委員どうぞ。

**中崎委員**：はい。今のお話しに関連して、ちょっと私、表を見ながら気になってチェックしていたんですけども、全体として30数%の、全国第3位という総括的な数字の押さえがあったんですけど、細かく各部署の登用率を見ますと、結構1桁もあるんですね、審議会によっては。1桁といっても、これは数字に気を付けて見ないといけないんですけど、2人しかいないところは、1人という数が途端に50%という程の大きなウェイトを占めてしまうんですけども、他の1桁のところを見ますと、結構数カ所ございまして、全体として全国3位であると同時に、やはり全部署にこういう考え方を広めるということ、そういう考えを受け止めてもらうような現場にするという意味からすると、ちょっと1桁は気になるなという思いで表を眺めておりました。

先程の防災関係については、お話しもございました。個々にはいろいろ事情が、あるにしろ、やはり男女共同参画という視点を、今は難しくても早く、こういう審議会では、より多くの女性の参加を促すという、全然思っていないと、全体が3割になった、5割になったからというところに隠れてしまっているのは、少々どこか無理をしたところばかりの数字がアップして、全体として本来的にみんなが、男女共同参画という意図で審議会を理解するという意味合いとは、別な数字合わせになってしまってもよくないなと思います。なんとか、1桁という審議会に対しては、今後もう少し女性を大いに活用していただくという方向付けを、いろんな場面でしていただきたいなと、そんなふうに思います。

**佐藤会長**：はい。今のご意見に対してどうぞ。

**事務局（高坂部長）**：はい、今のことに関連いたしまして、先程のお話しとも関連いたしませんけれども、例えば、率で10%以下と申しますのが、例えば、青森県防災会議でありますとか、青森県石油コンビナート等防災本部につきましては、そちらの関係法令の中で、こういう関係機関の代表者を集めて構成しなさいという指導がございまして、そういうこともございまして、こういうふうな数字に、結論としてなってくるというのが実態でございます。

それにつきましては、いろんな場でも、国にも少しなんとかできないか、という話もあ

るようには聞いてございます。ただ、現実問題としては、こういうふうな形になってきているということでございます。私ども庁議を開きますと、「総務部長さん、何とかありませんか」と、こうやるんですけれども。総務部長さんは、いつも「いや、こういう事情でございます」ということでして、そういう事情があるということも、ご理解いただければ幸いです。

**佐藤会長：**どうぞ、中崎さん。

**中崎委員：**すみません。私決して今この数字がなんとかならないのか、というつもりではございません。それぞれの、ある決められた団体の長を集めると、こういう数になってしまふよという、現実にも目を向けましようよといったときに、いろいろな団体でもっと女性を登用するような働きかけ、あるいは方向性をいろいろ啓発といったらいいんですかね、ムードを高めるということの取り組みがあつて、結果として、こういう登用率の表というものの意味が出てくるのかなと、私そう思うものですから。

結果は分かります。今、たぶんこれが限界でしょう。ただし、これが限界だということで、われわれが納得しあきらめるのではなくて、その裏に対して、まだやることもあるならば、大いにやっつこうよというところを、ご理解いただければなという意見でございます。

**事務局（高坂部長）：**分かりました。

**佐藤会長：**はい、どうも。先程も申しましたが、男女共同参画の取組は、どんどんどんどん進んでおりました。ですから、そういう意味ではハードルというのは、どんどん高くなるのと、よりきめ細かい対応といいますか、取組が必要になるのだらうと思います。

私は、自分の今の立場からいいまでも、青森県はかなり努力して、男女共同参画の取組は進んできていると思います。その成果がこの1つの現れだとは思いますが、でも、今中崎委員がおっしゃいましたように、ただ今の現状を元にして、その中から登用するのではなくて、もう少し掘り下げて、登用の場に出てくる女性を増やすための努力といいますか、それも是非お願いしたいということだと思います。

では、今の2件について、かなりいろいろとご意見をいただきましたが、一応今のところ、以上でよろしいでしょうか。

### （3）男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制について

**佐藤会長：**では、次の案件に入らせていただきたいと思います。先程申し上げましたように、続いての案件につきましては、個別審議で時間を取りたいと思います。

では、「男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制」について、まず、前回に引き続きまして、9月上旬に苦情処理機関の他県調査を実施いたしました。そのことにつきまして、事務局から、まずご説明・ご報告をお願いしたいと思います。

事務局(田中主幹): はい、ご報告いたします。9月2日に島根県を、9月3日に新潟県を、佐藤会長と2人で調査して参りました。資料は3でございます。

まず、資料3-1の島根県の方からご報告いたします。資料3-1の3枚目に条例が載っております。

その条例の裏側に第20条に、「苦情の処理等」とありますが、その第1項に「知事は県が実施する施策に関する男女共同参画について」云々とあって、「適切に処理するよう努めるものとする」とあります。そして2項には、「知事は処理にあたっては、審議会の意見を聴く」となっています。

また、その下の22条には、審議会の事務を掲げておりますけれども、その1項の3号に、「20条の2項によりその権限に属させられた事務」とありまして、「苦情処理にあたって、意見を述べる」ということになっています。

審議会は、25条で「専門部会を置くことができる」とありまして、島根県は15人の審議会委員の内、5人で組織する苦情処理専門部会を設けて、意見を述べていただいております。ここには、付けておりませんが、審議会要領がありまして、「部会の意見が審議会の意見とする」となっております。

最初の1枚目に戻っていただきまして、苦情窓口の設置とあります。窓口は担当課で、申出の内容については、県が実施する男女共同参画に関する施策です。例えば、啓発事業、仕事と育児両立支援事業などと書いております。それから、県の施策ですから、知事部局の他に教育委員会、公安委員会、その他の県の機関が入っております。申出の方法としては、郵便・メール・ファックス・口頭でもよいとなっております。住所・氏名を名乗り、苦情に関係する県の施策、具体的な内容などが必要です、となっております。それから、申出者は県内在住者か、通勤・通学者でもよいとなっております。申出は、本人でなくてもよいとなっております。

次に、めくっていただきますと、その申出書の様式が書かれております。その右側の方には、フロー図がございます。窓口は担当室で、内容を見まして、施策担当課の方に送付し、協議いたします。ここまでの不明の点は、担当室が確認するなりいたしまして、必要な基本的な調査を行っております。ある程度要点をまとめて、審議いただく点などをまとめておきまして、苦情処理専門部会を開催し、調査結果や回答の方向性などを審議していただきます。この際に、調査が不足であれば、部会委員が調査することもあります。委員から言われて、事務局で調査することもあります。専門部会の意見を踏まえて、施策担当課と協議し、処理案を施策担当課で練っていただきまして、男女共同参画室と協議の上、男女の担当室で回答文を送付いたします。流れは以上ようになっております。

まだ、実際申出は1件しかないということで、資料の2枚目の裏側の下の方に、囲ってありますが、苦情内容があります。この内容は、保育士を目指したい男性が、家の近くの県立女子短大に入学したいので、共学にしてほしいというものでございました。それに対して、専門部会の大学改革に併せて検討すべきという意見を踏まえて、県は大学全体の見直しの中で、共学について検討するという回答をしております。島根県の場合、処理は約1ヶ月以内を目指しております。

次に、資料3-2の新潟県の方に移ります。資料の最後のページに条例がありますけれ

ども、23条には「施策に関する苦情の申出」という条項がありまして、1項で苦情を申し出ることができることあり、2項では「必要があると認めるときは審議会の意見を聴く」となっております。

新潟県も庁内で対応しているんですけれども、男女の担当課が窓口となりまして、意見を付けて施策担当課へ通知しまして、処理対応も含めまして、施策担当課が責任を持って対応する仕組みになっております。

施策担当課の処理対応方針が決まりましたら、男女の担当課と協議して、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くとなっております。審議会での意見を受けて、施策担当課が再度検討し、処理方針を決定して、申出者に通知するというところでございます。

処理要項が2枚目にありますけれども、内部処理要項という位置付けでして、まだまだ事例が少ないものですので、随時検討を加えていくということでもございました。

島根県と新潟県の違いは、どちらも庁内で対応しているんですけれども、島根県は申出に対して、「必ず苦情処理部会の意見を聴く」としているのに対し、新潟県は「必要があると認めるときに聴く」としているところが異なっています。また、回答文につきましても、島根県は男女の担当課が送付しているのですが、新潟県の場合は施策担当課の方で、最終的に送付しているということでもございます。以上です。

**佐藤会長：**今、島根県と新潟県の調査についてご報告がありました。これは、委員の皆様もご承知だと思いますが、昨年度の審議会から、苦情処理体制を作るということを念頭において、他県の調査を実施してきていました。一応、その最後にあたるものでした。

今他県の調査については、後ほどまとめたものをご説明することになると思いますが、とりあえず、今の時点でこの2県の調査に関しまして、ご質問ですとか、もう少し確認したいというようなことがございましたら、どうぞ。特に、今。蒔苗委員。

**蒔苗委員：**すみません。会長もご一緒に行かれたということなので、行かれたときの印象などを、是非お伺いしたいと思います。印象といいますか、思われたことなどありましたら、是非お伺いしたいと思います。

**佐藤会長：**印象と言われましても、他県の方は、皆様方いらっしゃる報告ですとか、国の方で出しています「苦情処理のガイドブック」等ありますよね。そういうものとの比較においてしか、分からないのですが、正直言いまして、島根県は1件だったのですが、男女共同参画審議会そのものがきちんと条例の中に盛り込まれているのと、それに基づいてきちんと要項が出きている、だから、体制が整っているなという印象を受けました。

ただ、1件だけですので、今後いろいろ多様な問題が出てきたときに、どう対応されるのかなということは、担当者自身も、そうならないと分からないというようなことをおっしゃっていました。

1番強く思いましたのは、やはり担当課ですとか、担当窓口、あるいは処理部門だけが、そのことについて認識しているのではだめで、庁内あるいは関係機関全てに対して、こういう施策が行われているということと、それに関する苦情処理というのを受け付けている

んだという、そのことの周知を図るといいますか、それがとても重要ではないかなと思われました。

それから、新潟県につきましては、地震なんかもあったりして大変なので、私が行ったときはなかったんですが、今は新潟県に対して別の思いもあるのですが、苦情処理体制については、全く個人的なんです、あまりまだきちんと整えられていないなという印象を持ちました。

体制としては一応あるのですが、要綱ではなくて要領ということで、担当者ご自身が、庁内全体に対してこのことが周知されていない、だから、苦情といいますか、申出があったときの対応というの、非常にあいまいであるといいますか、基準がはっきりしていないという印象でした。

1件について具体的な申出を教えていただいたんですが、それは門前払いをされていました。当該の小学校の校長先生が書かれた学校便りの記載内容についての苦情だったんですが、それは、当該学校の校長先生の意識といいますか、認識の問題であるということで施策に関する苦情ではないと、門前払いしていたんですね。

ですから、本来であれば非常に重要な事柄だったと思いますので、後でメディア等も通して、きちんと取り上げるべきだったという意見が聞かれたとも聞いていましたので。担当者ご自身が、まだまだ十分に対応できる体制になっていないとおっしゃっていました。感想といいますか、雑ばくな感想ですが、以上です。

ではまた、今ご報告ありましたことにつきましても、これからの審議の中で随時必要であれば、ご質問等いただければと思いますので。

ここで、一応報告は終えまして、前も申し上げましたが、昨年度来、この当審議会の重要審議事項として、来年度には今の苦情処理体制づくりについて、答申を行うことになっております。そのことに関しまして、知事から諮問がございますので、それをお受けしたいと思います。

**高坂部長**：青森県男女共同参画審議会会長佐藤恵子殿。青森県知事三村申吾。諮問書。男女共同参画の推進を図るため、下記事項について、青森県附属機関に関する条例（昭和34年1月5日、条例第14号）第2条の規定により諮問します。1、青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月4日、条例第50号）第11条の規定に基づく苦情処理体制を構築するにあたっての基本的な考え方について、よろしくお願いたします。

**佐藤会長**：今、皆様のお手元にも、私がいただきました諮問書のコピーが配布されていると思います。確かにお受けいたしまして、これからそれに向かって審議を重ねていきたいと考えております。

**事務局（齋藤グループリーダー）**：そうすれば、ここで高坂部長は所用のため、誠に申し訳ないんですけども、退席させていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

**佐藤会長**：それでは、早速審議に入りたいと思います。今、諮問がございました議題につきまして、まず、今回の調査の結果についてご報告いただきましたが、その前に実施して

おりました調査報告を踏まえて、それを整理したものが事務局から提示されております。それについて、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**事務局（佐藤課長）：**それでは、資料4-1と4-2に基づきまして、ご説明いたします。

まず、資料4-1、大きな表になっております。ちょっとコピーが見えにくいかと思いますが、これは平成16年4月1日現在で、内閣府が行った調査でございます。

この資料の半分から左側に、施策に関する苦情処理体制が書いておりまして、次が専従の担当者数、窓口、それから、今までの処理件数等が書いてございます。左側にあります施策に関する苦情処理体制については、第三者機関が左側にありまして、11道府県がこの体制をとっております。平成16年7月に高知県も第三者機関ということですので、現在は12道府県となっております。

それから、オンブズマンが3県、既存の審議会の活用が4県あります。4県のうち、山梨県がダブっておりますので、それを除きますと3県ということでございます。その他は庁内で対応していきまして、審議会の意見を聴くという状況が、非常に多くなってございます。実際の処理件数は、大体が各県とも1桁台が多く、中にはゼロというところもございます。

次の資料4-2の方でございますけれども、これは今まで他県の調査をしたところを中心にまとめた資料でございます。メリット、デメリット等が書いてございます。第三者機関が12県となっております、既存審議会の活用が3県、庁内で処理が20県でございます。

左側の第三者機関の方のメリットを、ちょっとご説明いたしますと、これは、行政・申出者から独立して対処できるというところでございます。その他の処理体制でいきますと、行政でやった場合、審議会を独立性をもたせ対処する以外は、既存の審議会等を活用してありますが、この場合は処理期間が短くて済み、大体、長くて1ヵ月以内に処理できること、また、経費の面でもさほどかからないというメリットがございます。

次は、デメリットの方でございますけれども、第三者機関ですと、時間と予算措置が必要で、これで見ても分かりますけれども、処理期間は3ヵ月から長いと1年とか、そういうものもございます。予算もここには書いてございませんけれども、年間150万から600万くらいの金額ということですが、既存の審議会の場合ですと、大体10万から40万円程度ということになっております。既存の審議会を活用しているところでは、その審議会の委員に、ある程度のノウハウがないと処理できないのではないかとというふうなことがあります。

その他の欄については、ご覧の通りとなっております、後ほどご覧いただければと思います。皆様から、これからいろいろご意見いただきながら、本県にふさわしい体制を考えるにあたって、参考にさせていただければと思います。以上です。

**佐藤会長：**はい。今資料4-1と2について、簡単にご説明いただきました。委員の皆様方には事前に、この資料をお配りしてあったと思いますが、ただ、中身についてはちょっと今ご説明があったように、少し複雑になっておりますので、まだよく分からないという点がおありになるのではないかと思いますので、ご質問・ご意見を伺いたいと思います。

なお、この資料をお送りすると同時に、事前にご質問・ご意見等をお寄せいただいていると思います。そのことについて、ご報告いただけますか。

**事務局（齋藤グループリーダー）：**それでは、説明させていただきます。苦情処理体制についての、意見・質問ということで、慶長委員および蒔苗委員の2名の方から、事前に出されておりますので、報告いたします。資料として1枚のもので、皆様には簡単に整理したものをお配りしております。

慶長委員からは、苦情処理は中立の立場が重要なので、独立した機関が必要ではないか、また、体制として受付、事実確認、事情聴取は常時行い、月1回程度の専門家会議で決定してはどうか、との2点についての意見がありました。

蒔苗委員からは、たくさんの意見がありました。その中で基本的な考え方の1つとして、全国の調査結果から、数多く実施している方法が、必ずしもベストとは言えない。2つ目として、広報活動はもちろん大切であるが、県民が言い出しやすい環境に、委員会を設置する必要がある。3つ目として、申出受付から審議結果通知までの流れが重要である。受付窓口の周知徹底、多様な申出内容とその手段への対応、結果通知に関する説明責任、審議方針の明確化などが必要と考えられる。

さらに、全体の流れとして、委員全員で審議の上、合議制で行うことや、審議開始から審議結果通知までの期間は6ヵ月間以内とするなどです。

委員の身分としては、審議会等委員を兼ねないことが望ましいなどです。それから3つ目として、事務局は、男女共同参画センターや役所以外の場所に設置するなどです。そのほか、申出ができる内容、苦情処理申出制度の広報活動、審査結果の公表、再審査の申出などたくさんありました。

これらの意見などについては、今後、審議会の中で審議いただき、審議された意見などについては十分に尊重し、今後の苦情処理体制を構築していく上で、参考にしていきたいと思っております。

**佐藤会長：**今、ご説明がありましたように、皆様のお手元にもお配りいただいている資料の下の方だと思いますが、男女共同参画に関する施策の苦情処理体制についての事前のご意見ということで、慶長委員と蒔苗委員からのご意見を紹介させていただきました。

非常に簡単にまとめた形ですので、お二人の委員の方から、改めてご意見を伺ってもいいと思いますし、また、今紹介されました意見についてのご意見、ご質問でもいいと思いますが。

あらかじめちょっとお断りしておきたいと思いますが、今日もこの審議の1つ、1回目ではありますが、この審議でこのことについて何か結論を出すというふうには考えておりません。ですから、その前の前段階の共通認識を得る、それから、実際の具体的な作業に入るにあたっての基本的な方針といいますか、方向性ということを少し確認できたらいいかなと思っています。

ですから、今の時点で本当にご自由に、忌憚のないといいますか、分からないことも含めて、初めてやっぱり作りますので、実際のところ、分からないことが多いと思います。

前に視察に出かけられた方々への再質問ということでも結構だと思いますので、自由に意見を出し合う中で、共通理解を深めたいと思っております。そのようなことですので、どうぞ自由にご発言ください。

先程の資料4-1と、それから、それをまとめた、一応ここでは3タイプということで、メリットとデメリット、その他ということでまとめてありますが、この中身についてはご理解いただけますでしょうか。

ちょっと拡大しても、もうこれ位の大きさにしかならなかったのですが、資料4-1についてみますと、今、47都道府県中まだできていないところは、青森県も含めて数県という状態なのですが。左のところに体制整備というのがあって、その隣りに処理体制の類型ということで、ここでは大きく4つに分かれています。

1番左にあるのが第三者機関ということで、まったく独立した苦情処理の機関を設けるということですね。ただ、この2つ目の第三者の機関というのも、行政オンブズパーソンということなので、これは男女共同参画のための苦情処理機関というわけではなくて、行政オンブズマンという行政全体に対する苦情処理の中に設けるという、兼ねるといふ、そういう意味ですよ。

ですから、それとあと、先ほど資料4-2にまとめてありますような、3と4の形態で既存の審議会の活用というのがあります。ですから、ちょっと資料4-1と4-2が即タイアップしているというわけではないのですが、一応大きな類型ということでまとめてあるものです。

先程の2人のご意見もありますし、それからあと他の一條委員ほか、他県調査に参加された方も含めて、どうぞご意見、ご質問をご自由に。はい、一條委員、どうぞ。

**一條委員：**私は昨年、福島県と埼玉県を視察させていただいたんですけども、埼玉県が第三者機関を持ってまして、先ほどもご説明いただきましたように、本当に長い期間、長い時間かかってしまったという事例がありました。

これから青森県で作るものに対しての私のイメージというか、希望としましては、やっぱり申出から、なるだけあまり長い時間がかからないうちに、「このような方針です」というような回答が出る方が、望ましいのではないのかなと感じています。

これからどこに置くかについては、第三者機関か、庁内か、審議会かということも、詳しい話し合いになると思いますが、申出から長い時間かかってからというのは、やっぱりちょっと県民の意欲というのはおかしいかもしれませんが、関心が低くなってしまいますし、申し出た方も、そんなに長くかかってしまうということであれば、やっぱり申し出る件数も少なくなってしまうのではないかということから、その期間はなるべく短い方がいいのではないかということを感じました。

それともう1つ、私自身が感じたことだったのですが、埼玉県の結果というのがホームページで公表されていたりします。苦情処理を受付けますという広報も大事だと思いますが、どのような結果になったのかという広報も、なるだけ広く県民に知れ渡るようにした方が、全体として男女共同参画に対する意識も上がるのではないかと思います。また、いろいろな事例を参考にしながら、企業なり、行政も対応できるのではないかと思いますの

で、是非広報のあり方、活用の仕方ということも、少し注目して取り組んでいただきたいと思います。

**佐藤会長**：今、一條委員から、申出から処理といいますか、回答までの期間をできるだけ短くというお話でしたが、その前の段階で、第三者機関だと長いという、そのデメリットの中にもありますが、やっぱり実際に行かれてそういう印象を持たれた、どうしてもやっぱり長くなってしまうのでしょうかね。

**一條委員**：それもやっぱり、これからどういう組織にしていくかということと、大きく関わってくるのではないかと思うのですが、やっぱりもう少し、そこで集まる回数が弾力的に開けるのかとか、県の方に申し出たものが第三者機関に渡せる方法を考えると、出たのも「共学化」という大きな問題ではありましたが、できるだけその期間というのは短い方が望ましいのではないかと思います。そういう仕組みづくりも、これからかなと感じています。

**佐藤会長**：今の処理機関については、資料の4-2によりますと、庁内の方では、「かなり早い」というメリットの方に上がっていますが、このあたり、体制との関連があるということは予想はつきますが、なぜかという、もう少し早くできるのかみたいな、ちょっと事務局の方から説明があります。

**事務局（田中主幹）**：第三者機関がなぜ期間が長いかといいますと、実態はやっぱり有識者の先生方、弁護士とか、大学の教授とか、お願いしているのですが、その方々の日程の調整が取れないということで、月に1回のペースで集まるということでした。それで、合議制を取るとなると、3人がまた集まる機会が必要だということで、事務局としてはそれに非常に苦慮しているということでございます。

**佐藤会長**：他にも、今のことで結構ですし、いろいろと意見を出し合って、もしご自分で情報を持ってらっしゃったら、それを付け加えていただいてもいいと思いますし。どうぞ、蒔苗委員からでいいですか。

**蒔苗委員**：すみません。期間は、もちろん早く出た方が県民の信頼を得るためにも必要なことだと当然思います。そのために例えば、委員を選任するときに、そのことについて、あまりお忙し過ぎる方は選ばないというようなことで、それは対応できるのではないかと思います。

私も春先ですが、3月に3県ほどお邪魔して、いろいろなことを調査させていただいてきた印象もあります。またその後、ジェンダー研究などに、苦情処理についての研究発表などがついてあるのを見ましても、私が思いますことは一番、何と言っても数多く提出していただいているところの部門というのはどういうところかということ、やっぱり第三者機関に委ねているところが多いように思います。その内容を見ても、こういうことを確かに

審議するべきだという内容について、問い合わせがあったり、意見を述べられているというパターンが多いように、私は実感しました。

この4-2の資料を見ますと、先程説明があったのですが、費用が本当にいっぱい違うという話があって、財政の厳しい青森県でありますと、費用の面からいって、もうすでに第三者機関というのは難しいということがうたわれているような気配がしました。それで、今回調査に行かれた場所は、いずれも庁内でやっているところに行かれたようなのですけれども。ちょっと言いづらいお話をしますと、例えば、新聞に投書欄というものがあって、私たちが投書しますけれども、新聞についての投書は、その会社についての投書というのは載りませんよね。載ったものを見たことがありますか、皆様。ないと思います。私も1回新聞社に投書したことがあります、それはその担当者が、「こういうことで、こういうことなのです」と説明されて、それで終わりでした。

そういうことと同じように、庁内に対する申出を、最初に申し述べる申出先といえますか、それが庁内に設けられていたり、それを審議する場所が庁内だったりしますと、印象として皆さん、どう思われますか。同じ青森県の中でやっている政策、違う課であっても、また中には男女共同参画センターに直接言いたいこともあると思うのですよ。そういった内容を申し出るときに、その受付先がその課の中にあつて、その課の中の電話だったりすると、どうなのかなと私はちょっと考えてしまいました。

せっかく作る委員会ですから、男女共同参画に関心を持っていただいて、いろんな議論を県民とともにしていくという、きっかけづくりとしても必要なことだと思います。私は第三者機関という形で、是非お願いできればなと思っておりました。

**佐藤会長：**はい、どうぞ。

**中崎委員：**今日は、1回目、いろいろと考えを出したらどうですかという会長のご意見もあるので、まだ私自身も、どうあるべきだということまでは固まりきれないですけれども、今の蒔苗さんのご意見、基本的に私も常々そういうことを感じるものですから、できれば県庁の担当部署以外ということだろうかと、今なんとなくそんなふうに思っております。

その場合、第三者機関ということまで独立させるのか、あるいは、この資料の4-2で見ますと、既存審議会の活用というところでの対応とするのか、この辺をもう少し、私もいろいろと考えたり勉強したりしてみたいなど、そう思っております。

やっぱり直接ご意見をもの申すと言ったときには、なかなか直接その現場にというのは言いづらいものです。私も過去、民間企業にいて苦情処理承り係をやっていましたけれども、直接関わる部署にものをしゃべることは、しゃべる側はたいへんなのですよ、たいへんな意気込みを要します。

そういう意味で、ちょっとこう離れた部門に対しての意見の申し出ということが、たいへん楽かなと、そのように感じますので。もう少し既存審議会の活用、第三者機関、この辺の両面で、今後いろいろ皆さんと意見交換しながら、私自身も考えをまとめていければなど、そんなふうに思っております。

**沼田委員**：第三者機関や既存審議会以外と、行政と一緒にやるという方向性はないのですか。

**佐藤会長**：例えば、行政と一緒にやるというのは。

**沼田委員**：ですから、協議会を作る中で、今は審議委員で話していますがけれども、その審議委員の中に担当の部署の人が1人入るとかというふうな、新しい形の委員会を作るといふことで、民間だけで決めるというのではなくて、民間で話し合ったことがどうしても県の方に伝わりにくい状況っていろいろあると思うのです。この審議会でも、こうやって県が主催して下さって話していますがけれども。例えば、私たちだけの会であれば、それはまた、何か文章にして提出するというふうな要望書とか、そういう形になるじゃないですか。

そうではなくて、同じテーブルと一緒に話すという、だけれども、会の中にはやはり県の方が、そんなに多くではなくて割合として2対8くらいの割合で、第三者機関の方が多く、そして担当の人たちも入るといふ方向で、新しい形で作れないのかなと思うのですが。

そうでないと、せっかく決めたことがなかなか県の方に伝わりにくいとか、伝わったとしてもなかなか動かないという現状が出てくるのではないのかなと、ちょっと思ったのですけれど。いかがでしょうか。

**佐藤会長**：いいですか、今に関連しますか。

**慶長委員**：この間、私も視察に参加させていただきましたけれども、横浜市の場合でしたけれども、あそこはセンターに苦情処理の窓口がありまして、独立した形でやっているのですが、結局、その出てきた苦情に対して、最終的には専門委員会と行政とが意見を調整していかなければならないわけですよ。結局、時間を省くために最終的には一緒にやっているという感じのお話でしたと思ったのですけれども。田中さん、そうですね。(田中うなずく) ちょっとイメージとして、大体そんな感じかなと思ってお話を聞いて思っていました。

**沼田委員**：私は見にも行っていませんし、本当に文章と、前回のご説明と、今日のご説明しか聞いていないので分からないのですが、第三者機関だけに、固守することはないし、結局は、両方で連携していかないと事業は進まないと思っています。最初からそういう形ではスタートできないかなという提案をさせていただきました。多分、慶長さんが言ってらっしゃるのと同じことだと思います。

**佐藤会長**：今のアイデア、私もまだ十分理解できていないんですけど、実際に処理するプロセスの中では、当然行政が、例えば窓口になる、それを委員会に諮るといいますか、そういう形になって、さっき島根とかのフロー図がありましたけれども、それは関わると

思います。

そもそも、行政が責任を持っている施策に関する苦情ですから、要するに、言われる当事者でもありますよね。その方が、今の苦情処理の委員会といいますか、会議に関わるといのはどういう立場に関わるといことになるのかなと、ちょっと私、その点が疑問なのですが。それであれば、第三者を設ける意味が非常に薄れるのじゃないかと、ちょっとと思いますが、いかがなものでしょうかね。

当然、処理の体制というか、全体の体制の中では、行政が担う役割というのは、非常に大きいと思います。その方たちの意識ですとか、それから十分な連携ですね、委員会との連携は当然必要だと思いますけれど。一緒になって協議するとなった場合の相互の立場というのは、やっぱりちょっと無視できないのではないかなと思うのですが。

これは私の個人的な意見なので、別に自由にご意見いただいて結構なのですが。

**慶長委員**：質問なのですけれども、先ほどの説明の中で、第三者機関だと 250 万から 600 万の予算が必要だとお話があったのですけれども、その辺の具体的な中身というか、ほとんど人件費なのか、その辺のあたりをちょっとお伺いしたいと思いました。

**佐藤会長**：いいですか。

**事務局（田中主幹）**：ここは、蒔苗委員が行ったところですが、ほとんど謝金・報償費で、あとは集まっていたための旅費です。それから、事務のための需用費ということですが、それはたいしたことないと思います。ほとんどが、もう 7～8 割が謝金と旅費だと記憶しています。

**佐藤会長**：はい、どうぞ、福士委員。

**福士委員**：あの、2 点質問なのですが、1 点は、私、先ほど発言させていただいた、青森における女性の登用状況は、全国 3 位ですばらしいものだと、これからも大いにというエールを送ったつもりだったのですが。それにも関わらず、今資料の 4-1 のですね、そういう女性を積極的に審議会等に参加させているという部分があるにも関わらず、苦情の処理を行う体制ができていない全国の 7 つの県の 1 つというのは、どういうギャップに基づくものなのかという部分を 1 点ご質問したいと思います。

もう 1 点は、苦情処理の受付総数は、福島県と鹿児島県が突出していますね。先程の委員のご発言の中に、福島県にたまたま調査に行ったというお話がありましたので、なぜ、この福島県が、あるいは、鹿児島県が申出件数が突出しているのか、その辺について、もし、前回、前々回のご視察のときに伺った話でもあれば、ご披露していただきたいという 2 点であります。

**佐藤会長**：2 点について今ご質問がありました。1 点目は本県の苦情処理体制づくりが遅れているといいますか、他県に比べて遅いということの理由ですよね。もう 1 つは、苦情

処理件数が今のところ多い県が2県くらいありますが、その理由はいかがかというご質問だったと思いますが、いいですか。

**事務局（佐藤課長）**：先の方のご質問にお答えしたいと思います。今なぜ苦情処理体制をあえて議論しているのかということだとも思ったのですけれども、男女共同参画推進条例ができましたときに、苦情処理に関しては必要な措置をとると規定したところがございます。

その時点では、苦情処理については、県のいわゆる行政相談のシステムがございます。また、当課でもいろいろな相談が来れば受けるということにしておりますけれども、そういう体制でとりあえず走らせていただいていた。そのような状況でやっているところは、現在他県で整備しているといっているところでもあるのではないかと思いますけれども、今回あえて、この苦情相談の体制をきちんと検討しましょうということが、取り組みをした経緯でございます。

今まで、県の男女共同参画に関する施策に係る苦情というのは、当課では受け付けたこともないし、行政相談でも、多分ないと思います。しかしながら今後、県民の男女共同参画に関する意識がどんどん向上すると思いますので、それにつれて、より客観的で専門的な判断が必要だというような苦情が、申し出されることも予想されるようになってきました。

また、国でも苦情処理体制のガイドブックを作ったり、他県でもどんどん第三者機関とか、審議会の苦情処理専門部会等を整備して、苦情処理体制を構築してきているという、そういう状況もみまして、ここでまた、本県の体制も再度検討しようということにしたところがございます。これらの状況を踏まえて、条例の第11条に基づく苦情処理体制を構築するというので、今回願い出しました。そういう経緯でございますけれども、よろしいでしょうか。

行政相談の相談室でも、受け付けることができるということは、条例の解釈等でも皆さんにPRしているところなのですけれども、今まで昨年と今年で、いろいろ他県の苦情処理体制について調査をしましたので、本県の男女共同参画をさらに推進したいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**事務局（田中主幹）**：それから2点目の、福島県の件数が非常に多いということにつきましては、昨年の12月に一條委員と私の2人で福島県を調査させていただいたのですが、福島県は14年7月から苦情処理体制を敷いているということです。

最初はやっぱり、その体制についてPRしたものの、全然上がってこなかったということです。これではだめだということで、何かの催し物の案内を皆さんに通知するときに、いっしょに苦情処理制度の案内も、1つ1つ封筒に入れて出したところ、すごく返ってきたということで、15年6月30日までの1年間に31件きたということでした。

ただし、この中には、施策に関係ないものもたくさん入っていたということでもございました。

**佐藤会長**：まだいろいろご意見があると思いますが、最初はかなり時間にゆとりがあると

思っていました、もう気が付きましたら3時ということになっておりまして、残り30分ということになりました。今の時点で、是非この点について、もう一言だけ意見がおありになるという方、いらっしゃいましたら受け入れたいと思いますが。はい、どうぞ。

**中崎委員**：時間のない中ですみません、おしゃべりなもので。もっともっと次回の審議会で、いろいろ議論をするということを踏まえて、今の時点でやっぱりちょっとこんなことを感じています。

島根県の資料の3-1ですね。その何ページ目かに、「こういう相談がありましたよ」という事例がございます。

県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況というのを、ぐるっと囲ってある相談についてです。青森では、これから苦情処理委員会がどういう形で設置しようかという議論を、大いに引き起こしていきたいところがございますけれども、仕組みをつくと同時に、相談の中身について、私、これは相談した結果にしては、この程度の回答かと、もちろんもっともっと細かいのかもしれませんが、この文字で見る範囲では、「こういう申出がありました」、「検討すると回答しておきました」ということですが、議会ではないのですから、検討した結果がどうなったんだというところが、私申出者に対しては、お伝えするというルールを、青森の苦情処理委員会の中身のルールとして、掘り込みたいなという思いがありますので、「検討します」、「前向きに考えておきます」というのは、対応に当たらないという意識を持って、この後の議論に参加したいなと思っております。

**佐藤会長**：どうもありがとうございました。では、一応今回で審議会の委員の皆さんからご意見を伺うというのは、以上にしたいと思えます。すみません、最後に私、会長であるのですが、一点だけ申し上げたいと思うのですが。

第三者機関を設置する場合の、その場合だけではないと思うのですが、やはり委員の選考の人選をいかに行うかという問題がやはり大きいのではないかと思います。やはり男女共同参画に関する苦情ですから、その委員の方々に、はっきりと男女共同参画についての理解といいますか、認識がなければならぬわけで、そのような委員を確保できるかどうかという、その点も、今の青森県の実情に照らしていったときには、考えなければならぬことではないかと思います。

第三者機関を設置している他県は、やはりそういう、そのような意味での男女共同参画に関する取り組みを実際されていたり、あるいは理解をされている、そういう委員を第三者として獲得できる、そういう状況にあるところかなと思っておりますので。その点について、1つポイントかなと考えています。

以上にさせていただきたいと思えます。それで、今お話がありました、ご意見がいろいろ出ました、それを踏まえた上で、これからさらに、先ほど諮問されました答申案を作っていく作業にかかるわけですが、それについては、この審議会の開催日数が限られておりますし、全員で協議して進めていくというのは、あまり効率的ではないと考えますので、その点につきまして、これからの作業の進め方について、事務局から提案をいただきたいと思います。

**事務局（佐藤課長）：**それでは、今後の作業の進め方ということで、1つご提案させていただきたいと思います。今、会長からもお話がございましたように、全体会で何回も検討するという事はなかなか難しい状況でございますので、少人数の苦情処理検討専門部会を設置いたしまして、そこで検討していただいて原案を作成していただき、その案を全体会にお諮りして、皆様のご意見を伺って、またさらに、答申案を作成するというような流れにしていけたらいいのではないかと考えております。

部会の設置につきましては、青森県附属機関に関する条例、今、配付しておりますけれども、その第23条に知事が部会を置くことができる規定がございます。専門部会の要綱も案として、今、作成させていただいたものを手元に提示させていただいておりますけれども、この部会の所掌事務は、青森県男女共同参画推進条例第11条に規定されております、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理に関することとして、組織としては部会長と委員で構成し、その委員に関しましては、裏面の方に案といたしまして5名の方にお名前を書かせていただいております。

この5名の方につきましては、条例作成時から関わってくださっています井上委員、また佐藤会長、法律の専門家であります岩谷委員、それから商工の分野でさまざまな要職を歴任されていらっしゃいました佐藤委員、県民代表で蒔苗委員を挙げさせていただいております。ということで、ご提案させていただきましたけれども、いかがでございましょうか。

**佐藤会長：**今、皆様のお手元に配付した資料に基づきまして、事務局から提案がなされました。先ほど申しましたように、この今の検討専門部会を設置するとしても、そこにすべてを任せてしまって、そこで決定するというのではなく、審議会の方に、原案を作って、それを提出させていただいて、そこでまた意見をいただいて、最終的に結論を出すということでございます。

**事務局（佐藤課長）：**資料4-3の方にこれからのスケジュールも書いてございます。専門部会ができるという前提でございますけれども、今まで苦情処理体制他県調査をやって参りました。この苦情処理体制について、今日は全体会でいろいろご意見を伺っておりますけれども、来月には検討の専門部会を開催しまして、事務局答申案を作成していきます。1月には、再度検討専門部会を開催しまして答申案の見直しを行い、2月にはこの苦情処理体制についての全体会議を開催させていただいて、いろいろまた検討した結果をご議論いただき、6月に全体会議で答申ということで考えてございます。

その後の作業としては、手続きと書いておりますけれども、条例改正が必要かどうかという検討も踏まえて、処理要領等の作成も必要ですし、庁内関係課の調整も行いまして、PR等をした後、実際、苦情処理体制を開始する期限としては、平成18年4月を目途にしたいと考えています。

**佐藤会長：**以上のスケジュールを示された上でなのですが、何かご意見ございますでしょうか。ただ1点、私の方から申し上げたいことがあります。

県が実施する男女共同参画に関する施策等に係る苦情処理検討専門部会設置要綱案というものがあると思います。それをご覧いただきたいと思いますが、そこの中に設置という項目とそれから次の所掌事項というところがございます。

先程の課長さんのご説明では、専門部会は次に掲げる事項について、審議調査するという事で、推進条例第 11 条の規定に基づく「県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理に関する事」という文言になっています。

ただ、この文言だけ見ますと、これがそのまま苦情処理委員会になるのではないかと、要するに、あとそこまでいかななくても、答申を作ってしまうのではないかと誤解を与えるように思いますので、私は次のように訂正してはいかがでしょうかと思います。

1 行目の「～第 11 条の規定に基づ」まで同じで、「基づき諮問された事項について審議会として答申を行うにあたっての原案を作成する」、そのように、仕事内容を明記したいと思います。それからそれに伴いまして、この設置期間についても、ここでは、平成 16 年 11 月 8 日から施行するという文言があるのですが、設置期間についての文言がありませんので、「知事に対して答申を行った時点で解散する」ということも入れてはどうかと思います。

ですから、あくまでも苦情処理の検討専門部会は、答申案を作る前の原案、それを作成するための部会であるという、そのことをきちんと確認するような要綱にしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

異議なしの声

**佐藤会長**：では、ご了解をいただいたということで、そのようなことで、進めさせていただきたいと思います。

それから、委員についても井上先生は、本日欠席されています。井上委員につきましても、岩谷委員につきましても、佐藤委員につきましても、欠席されていますが、事前にご了解を得ております。その上で、この要綱にありますように、この部会の部会長は審議会の会長が指名するという事にさせていただいておりますので、私からこの部会の会長として井上委員を指名したいと思います。それでさらに、井上委員に何か事故あるときの代理につきましても、専門部会の方で相談の上決めていただければと思っております。以上でよろしいでしょうか。

異議なしの声

**佐藤会長**：では、以上のようなことで、この苦情処理体制づくりについては、専門部会で案を作ってください、それを審議会に諮るということで進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### (4) 青森県男女共同参画センターについて

**佐藤会長**：では次に、残りの時間で 4 点目の議題であります、男女共同参画センターの指

定管理者制度導入等に係る議題に入りたいと思います。

まず、県の方から資料5-1、5-3及び資料5-2についてご説明をいただきたいと思います。ちょっと時間の関係で簡単をお願いしたいと思います。

**事務局（齋藤グループリーダー）：**まずは、資料5-1の方から説明したいと思います。指定管理者制度の概要でございます。今回の自治法の改正によって、県の委託については今まで、管理受託者制度というものですけれども、それが、指定管理者制度ということになりました。

今までであれば、当該施設者の団体、簡単に言えば地方公共団体が出資金の2分の1以上を出資している法人や公共団体、土地改良区とかというものですけれども、それから、公共的団体、農協とか生協とか公共的な活動を行うもの、そういうものしか委託できなかったのですけれども、今回の改正によって、企業やNPO法人でも参入できるようになったというのが主な改正点です。

この中で一番問題になってくるのは、県議会の議決を得なければならないということで、私どもの方としても指定管理者制度に向けて、今、2月議会に条例をかける予定で進んでおります。これが資料5-1ということです。

その次が、指定管理者制度移行に向けた基本スケジュールということですが、今、お話ししたとおり平成17年2月、2月議会に条例をかける予定で進んでおります。

具体的には、私どものセンターばかりでなく、20何カ所とか言われているくらいの施設がありますので、一斉に行うと思います。ただ、物は個別ですので個別条例ということになりますけれども、全体的に統一したような条例になると思います。その辺について、まだ指針が出されていませんので、その指針ができ次第、一斉に作業に入ります。中身的には、業務の内容とかいろいろ、条例に盛り込まれる予定でおります。

3月に議会で議決になったら、今度は公募ということで募集要項をつくりまして、募集を5月ころから始めまして、7月に申請書を提出してもらい、その前には当然説明会を実施いたします。9月頃に公募者を決定して、審査結果通知というふうに進めたいと思っております。

それから、12月にもう1回議会の方にかかけます。今度はこのような団体が決まりましたということを経済委員会にかけます。そこで議会の方の承認をもらって、最終的には平成18年4月を目途として協定を締結するというようになっております。一応私どもの方としては、公募ということで考えております。以上で簡単にスケジュールまでをお話ししました。

その次に、センターの事業の方ですけれども、事業については、資料5-2として冊子になっておりますけれども、平成16年の計画と13年、14年、15年の実績が書かれております。今年センターが設置されてから4年目となっております。過去の実績を掲載しております。

昨年9月に、男女共同参画に関する意識調査を実施しております。この中で、アピオを知らないという方が60%おりました。3,000人を対象として、1,162名の回答を得、38.7%の回収率でした。その中で、アピオを知らないという方が60%もいたということで、ちょ

っとまだ私たちのPR不足かなとみています。

一方、研修室の利用とか、図書室の図書類の貸出については、年々増加しております。ちなみに、研修施設利用状況については、平成13年度では752件27,840人であり、14年度は1,468件、65,687人、15年度は1,513件、73,373人と着実に伸びております。それから、図書類の貸出も平成13年度は4,163冊、平成14年度は5,561冊、平成15年度は9,074冊と、着実に伸びております。これについては、資料5-2に詳しく書いておりますので、後でご覧になっていただければと思います。以上です。

**佐藤会長**：時間の関係で、少しはしょって説明していただきましたが、皆様には、もうすでに指定管理者制度については、新聞報道等されていますので、関心のおありになる方はそれぞれご理解されているのではないかと思います。今、ご説明がありましたように、制度の概要ということと、あと実際に、アピオあおもりが指定管理者制度を導入するといえますか、指定管理者制度に移行するスケジュールについて、ご説明がありました。

基本的には県全体の体制といえますか、基準が作られた後に、それぞれの専門施設についての具体的な募集要項ですとか、そういうものの作成に入ることなのですが、それにつきまして、事前にご意見をいただいています。そのご意見について紹介すると同時に、また、ここで質問・ご意見があったらお受けしたいと思います。

先ほど配付されました資料の意見・質問の上の方に、青森県男女共同参画センターということで、慶長委員と一條委員から、ご意見をいただいています。

まず、慶長委員からは、委託先の公募について、「審査基準はどのようになっているのか。内容を明確にしてほしい。できるだけ多くの団体に応募して欲しいので、周知する方法も検討してほしい。」というもの、管理運営については、「より専門性を高めるために、建物管理とセンター事業の企画運営は別の団体の方がよい。」。一條委員からは、基準の設定や管理・運営状況について、「男女共同参画審議会が関与（監督）する必要がある。」ということ、チェック機能については、慶長委員からは、「管理運営とはまったく別の組織で審査する機関を設置する必要がある。」というご意見が寄せられています。

その他に、はい、沼田委員どうぞ。

**沼田委員**：はい、私この事業内容、事業概要を見たときに、アピオは男女共同参画だけではなくて、子ども家庭支援センターというのもあり、2つの仕事をしているように記憶していたのですが。私自身が子育てサポーターとして関わっていますので、男女共同参画だけではなく、子ども家庭支援センターも兼ねていると思っていたのです。その辺についてこれから委託をするというときには、どういうふうになっているのかなど、ちょっと疑問というか、本当に基本的に「あれ、男女共同参画だけ？」というふうに、この資料をいただいたときに思ったことが1つです。

それから、管理の方と、この2つの事業の部分とは別々に、慶長さんが言っていた意見にはすごく賛成ですので、よろしくお願ひします。

**佐藤会長**：今、沼田委員からご意見、ご質問がありましたことについてですが、アピオあ

おもりの建物自体は複合施設ということで、子ども家庭支援センターと併設されていますよね。この指定管理者制度の導入の際には、それがどのようなことになるのかということなのですが、今の時点で。

**事務局（齋藤グループリーダー）：**今、お話にあったとおり、確かに子ども家庭支援センターと男女共同参画センターは、別々に事業を行っています。ただ、制度導入にあたっては別々という訳にはいかないということで、まだ全然決まってははいないのですが、私どもの方では、連携を図りながら、できれば同じ方向に向けていきたいというふうに考えており、健康福祉部と一緒に今やっている最中です。

**佐藤会長：**今、県の考え方としては、やはり一緒に、今後一体化させていきたいと、そういう方向で、検討をもう始められているということですか。

**事務局（齋藤グループリーダー）：**具体的に、まだ指針とか出ていないのであれですが、中身としては必ず出てくる問題ですので、ずっと今までも検討は一緒にしています。ただ、まだ結論が出ていませんので、今どうのこうのということはないですが、いずれにしろ、同じ方向に向いていった方がいいのかということで、今、進んでおります。

**佐藤会長：**何かありますか？

**沼田委員：**実は、なぜ言ったのかといいますと、男女共同参画社会とそれから子育てというか、子どもに関わる事業というのは、別々にはできない事業だと私自身は思っていますので、別々の事業をしているようなところがちょっと見受けられたりしますので、是非そのところを、これを機に連携をもっと深めていただき、一緒にやっていただきたい、子育ても男女共同参画も切り離せないものだと思っていますので、よろしく願いいたします。

**佐藤会長：**他に何かこの件につきまして、ご意見ありませんでしょうか。では、私の方から要望を出させていただきたいと思います。先ほどのスケジュールの中で、ご説明がありましたが、具体的な検討に入るのは、来年の2月に条例が提案された後ということになると思いますが、その後は、具体的な募集要項ですとか、それから説明会、それから募集、応募があったところのどこを選考するかということの審査ですとか、それからあと、委託後のチェック体制等、いろいろ担当課で決めなければならないことがあると思うのです。

そのときに、それを決める何か組織といいますか、協議会のようなものを設けられるご予定でいらっしゃると思いますので、その中に、是非審議会の委員を何名か入れていただきたいと思います。

これは一條委員のご提案にもありましたが、やはり今、子ども家庭支援センターと合体して運営するにつきましても、一番基本は、やっぱり男女共同参画の視点ですから。それで、このアピオあおもりが運営されていくように、それを担保するためにも、この審議会

がそのような形で関わる必要があるのではないかというふうに考えますので。是非協議会のメンバー、あるいはその全プロセスに審議会が関われるような配慮をしていただきたいと思います。

このような要望をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

**事務局**：分かりました。

**佐藤会長**：では、よろしくお願ひしたいと思います。その他、この点につきまして事務局ですとか、はい、どうぞ。

**蒔苗委員**：1つだけお願いがあります。条例は県議会にかかるそうですが、個別の条例だと伺いましたので、是非、アピオあおもりを受託するところに関しましては、NPOにしましても、企業にしましても、いずれにしましても、男女共同参画の視点があるということが、どこかにきちっと謳われているというようなところをお願いします。NPOでいいますと、17・18と目的がありますけれども、その中で全部を取っているようなところではなく、男女共同参画を中心として活動しているというNPOなり、企業なりに、是非受託していただきたいと思います。そこのところを個別の条例の中に、是非盛り込んでいただきたいと思います。

あと、候補者を決定するときに、先程会長さんがおっしゃったように、この審議会の委員の意見を聞くということも、是非それとプラスしてお願ひしたいと思います。

**佐藤会長**：はい、ありがとうございます。まだ時間が5分ほどあります。その他で何かございましたら申し出ていただくのと、もしなければ、今のことも含めて、せっかくの機会ですので、時間まで使いたいと思っておりますので。

何か今、今日取り上げました案件以外に、ご意見・ご発言ございますでしょうか。もしありませんでしたら、今日話し合った事柄について、まだちょっとご意見を伺っていない方にちょっとお伺ひしたいなと思うのですが。協議会の会長の、佐野委員からです。

**佐野委員**：今日の苦情処理検討専門部会委員の人選もいいと思いますし、いろんな事柄に対して、まだまだ男女共同参画が県民に浸透していないために、いろんな苦情みたいなものも言える段階に、県民がまだなっていないのかなということも踏まえながら、これは是非とも早めに設置していただきたいと思います。これに対応する機関の設置も早めにやっていただきたいと思います。今日はすごくいい提案がされましたし、専門的に検討してくださる方々も決まりましたので。

男女共同参画に関する動きは、年数が経っているはずなのに、まだまだ実績といえますか、結果というか、動きというのは、本当に歩みが遅いのではないかなと思っておりますので。これを契機に、指定管理者制度等を踏まえながら、この審議会やいろんな男女共同参画の動きが、大きく踏み出す一歩になってほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

佐藤会長：ありがとうございます。すみません、内田委員はどうでしょうか。

内田委員：大層なことは申し上げることはできませんけれども、なんか漠然としていたものが、今日すっきりと前が見えてきたかなという感じに捉えております。委員の皆さんのご意見が全てにおいて大いに納得できるものですし、自分自身が「うん」と納得して聞かせていただいたこともありました。様々な私たちを取り巻く環境が、様々な事で揺れ動いていますので、私たちが何か、私自身は微力ですけれども、その担い手となっていていろいろなことで参画し、勉強していきたいなと思っていました。今日はありがとうございます。

佐藤会長：ありがとうございます。木村委員はいかがでしょう。

木村委員：特にございませんので、はい。

佐藤会長：では佐々木委員、一言お願いします。

佐々木委員：やはり県全体で、男女共同参画の推進があまり浸透していないというのは、実感としてあります。特に、各市町村での男女共同参画の推進なり、条例の制定というのが、大変遅れていると思います。是非、県の指導で、各市町村に対しても、男女共同参画条例なり、計画を作るようにご指導をお願いしたいと思います。

佐藤会長：ありがとうございます。では、そちらの三上さんはいかがでしょうか。

三上委員：今のところ、特別ありません。

佐藤会長：では橋本委員。突然で申し訳ありませんが、一言。

橋本委員：先程DVの件で審議された話の中で要望が出ておりましたが、そのときちょっと言いそびれてしまって。家庭内暴力について、先程県の方から各市町村に、そういうことを知らしめてくれとお願い、要請をしていますということなのですが、実際のところ、各市町村は、私三沢なんですけれども、そういうところではどういう状況になっているのか、実際、投げっぱなしじゃなくて、どのようなことをしているかということ、ちょっと電話1本でもいいので聞いてもらいたいと思います。大それた資料じゃなくてもいいのですが、そういうことをしてみたところ、こういう回答が得られましたというところをいただければなと思います。

佐藤会長：三沢市の担当課に直接問い合わせ、県がですね、事務局から問い合わせ、取り組みを進めるための働きかけとしてほしいということですか。

**橋本委員**：働きかけをしますと、そういう投げかけだけじゃなく、「実際どうなっているの」みたいところを聞いていただく。一手間かけていただいて、こういう会議の中で、実際具体的に、全部じゃなく、例えば、「こういうところがありました」と報告してもらえるといいと思うのですが。あえて私三沢と言ったのですけれども、そういう形でちょっと聞いていただいて、結果を聞いてみたいなと思ったものですから。

**佐藤会長**：是非、そういう個別の重要なテーマについても、審議会で取り上げることができればと私も思います。どうもありがとうございます。最後になりましたが、本間委員から一言。

**本間委員**：同じ行政として、どんなふうに言っていいか分からなかったのですけれども、苦情処理につきましては、県の施策という行政がやることについてのご意見の処理ということですが、アピオの方で現在相談をやっておられて、こちらの方の相談自体も増えているということです。施策の方は、今度個別具体的な問題に対応していくということで、両方が車の両輪かと思っておりますので、アピオの方が管理者の方に指定されるという形になりましても、その辺から外れないような形で対応していただけたらありがたいなど、ちょっと同じ行政からも思いました。

それから、沼田委員がおっしゃられた子育てと共同参画ですけれども、私どもは個別各論を今やっている行政でございますけれども、結局次世代育成支援と男女共同参画とは非常にリンクしているということを思いながら仕事しているところですので、本当に、お金がないけれども連携してやれたら、何かできるのではないかと考えていたりしますので、県の方にも、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

**佐藤会長**：どうもありがとうございました。ちょっと押し付けがましかったのですが、一応全員の委員の方にご発言いただけたと思います。時間が少し延びてしまいましたが、私につきましては、最初にごあいさつさせていただきました。これからも、先ほど申しましたような覚悟で取り組んでいきたいと思っております。どうぞ、皆様、今後ともよろしくお願ひします。

今日は、長時間に渡りまして活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。是非、これを審議会の意見としてまとめて、県の男女共同参画の推進に役立つといいですか、その指す方向でまとめていきたいと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。どうもご協力ありがとうございました。

**司会（齋藤グループリーダー）**：佐藤会長はじめ、委員の皆様には、お疲れ様でした。以上をもちまして、青森県男女共同参画審議会を閉会します。どうもありがとうございました。